

令和7年度 第1回犬山市子ども・子育て会議 次第

日時：令和7年8月18日(月)

午後1時30分～

場所：犬山市保健センター2階
視聴覚室

1. あいさつ

2. 審議事項

(1) 犬山幼稚園の今後の方向性について

3. 報告事項

(1) (仮称)新羽黒保育園((仮称)にじいろ保育園羽黒)について

(2) こども誰でも通園制度について

(3) (仮称)犬山市子どもの権利条例について

(4) (仮称)犬山市屋内型キッズスペースについて

4. その他

(送付資料)

委員名簿

子ども・子育て支援法(抜粋)及び犬山市子ども・子育て会議条例

資料1 犬山幼稚園の今後の方向性について

資料2 (仮称)にじいろ保育園羽黒

資料3 こども誰でも通園制度

資料4-1 (仮称)犬山市子どもの権利条例について

資料4-2 読んでみよう!「子どもの権利条約」第1～40条

資料4-3 子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧

資料4-4 愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

資料5-1 (仮称)犬山市屋内型キッズスペースの整備について

資料5-2 屋内型キッズスペース位置図

資料5-3 キッズスペースに関するママパパアンケート

資料5-4 みんなで名前を考えよう!

第1期犬山市こども計画

令和7年度子ども・子育て会議委員名簿

	区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験者	名古屋経済大学	関谷 みのぶ	
2	子どもの保護者	小中学校PTA連合会	中根 綾	
3	子どもの保護者	児童クラブ保護者	余語 尚子	
4	子どもの保護者	私立保育園保護者	中野 竣介	
5	子どもの保護者	公立保育園保護者	善田 玲奈	
6	子どもの保護者	私立幼稚園保護者	古澤 泉	
7	子どもの保護者	公立幼稚園保護者	武藤 亜樹	
8	福祉・保健・医療・教育	主任児童委員	新井 里恵	
9	福祉・保健・医療・教育	地域活動連絡協議会	寺沢 有規	
10	福祉・保健・医療・教育	尾北医師会犬山支部	武内 俊	
11	福祉・保健・医療・教育	小中学校長会	丹羽 孝浩	
12	福祉・保健・医療・教育	私立保育園	岡田 寿美代	
13	福祉・保健・医療・教育	私立幼稚園	小幡 千尋	
14	子ども・子育て支援	児童発達支援センター	木村 和美	
15	子ども・子育て支援	親子活動サークル	長妻 典子	
16	市議会の議員	犬山市議会	玉置 幸哉	
17	市議会の議員	犬山市議会	小川 隆広	
18	市長が必要と認める者	犬山商工会議所	加藤 浩一	
19	市長が必要と認める者	元ユマニテク短期大学	橋村 晴美	

第7章 市町村等における合議制の機関

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
(幼稚園、保育園、認定子ども園の定員に関すること)
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
(小規模保育事業や企業所内保育事業の定員に関すること)
 - (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
(子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に関し、意見を聴くこと)
 - (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- (1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

犬山市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく審議会として設置する犬山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）について、同条第3項の規定に基づき組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市議会の議員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

犬山幼稚園の今後の方向性について

1 背景と検討の趣旨

当市では平成19年に公立保育園と公立幼稚園である犬山幼稚園を「子ども未来園」とし、どちらでも同じ教育を受けることができ、児童の発達や学びの連続性、親や家庭における教育力の向上を目指した機能の充実を図ってきました。

年少人口を含む人口推移は減少の傾向にある中、令和元年に国の制度である「幼児教育・保育無償化」を契機に、犬山幼稚園の在園児数が減少傾向にあることから、「犬山幼稚園の今後の方向性」について検討するものです。

2 犬山幼稚園の沿革と特色

- 1913年に私立幼稚園として創立。1916年町立、1954年市立へ移行。1961年に現在の図書館に移転、1987年に現所在地へ移転。2016年に創立100周年を迎えました。
- 市内唯一の公立幼稚園として100年以上の歴史があり、幼稚園に愛情と誇りをもち、親子2代・3代で入園を希望するなど地域に根ざした幼稚園です。
- 教育目標である「人間尊重の精神に基づき、幼児が心身共に健康で安全な生活態度の基礎を身につける。」をもとに、幼稚園生活を通して、自主性・社会性・創造性・豊かな心情を培う場として運営しています。

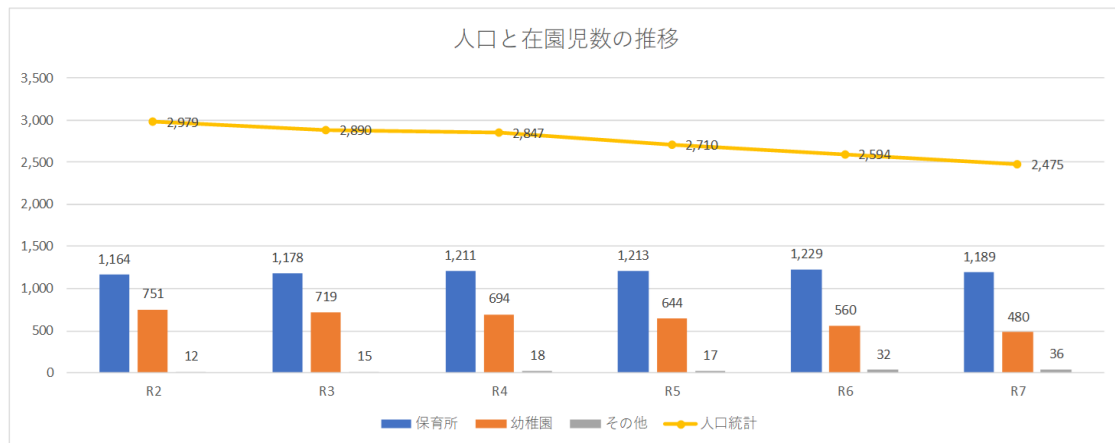
3 就学前人口(0歳～5歳)と在園児数の推移(各年度4月1日現在)

就学前人口の減少とともに、保育所、幼稚園等に通園する児童数(在園児数総計)も減少傾向にあります。

しかしその内訳は、保育所に在園する児童数は、令和2年度から令和6年度にかけ微増の状況にある一方で、幼稚園在園児数は、減少の状況にあります。

就労する保護者の増加により、児童の預け先について保育所を選択する家庭が増加しているものと推測します。

単位：人	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保育所	1,164	1,178	1,211	1,213	1,229	1,189
（再掲）3歳～5歳児	780	771	797	795	810	790
（再掲）0歳～2歳児	384	407	414	418	419	399
幼稚園	751	719	694	644	560	480
その他	12	15	18	17	32	36
在園児数総計	1,927	1,912	1,923	1,874	1,821	1,705
人口統計	2,979	2,890	2,847	2,710	2,594	2,475



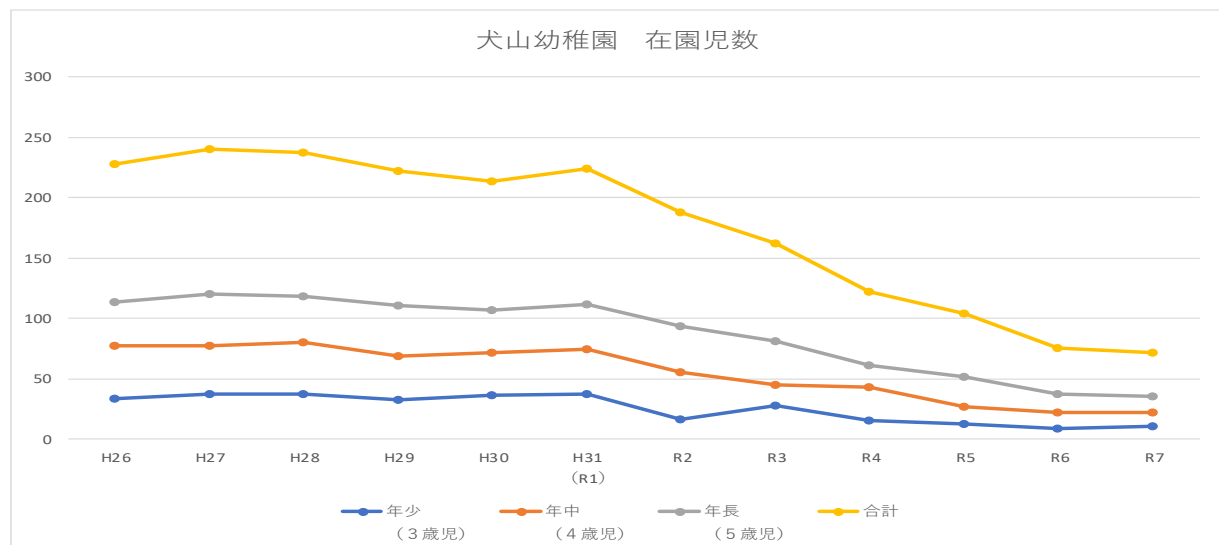
4 犬山幼稚園の現状

令和元年10月より開始された国の制度による「幼児教育・保育無償化制度」開始以降、犬山幼稚園の在園児数は減少傾向にあります。また、在園児数の減少傾向は、幼稚園の運営及び維持管理費にも影響があり、市財政への負担増が懸念されます。

○犬山幼稚園 在園児数の推移（定員 160 人）

■犬山幼稚園 各年度（5/1現在）在園児数 (単位：人)

在園児数	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年少（3歳児）	34	38	38	33	37	38	17	28	16	13	9	11
年中（4歳児）	44	40	42	36	35	37	39	17	27	14	13	11
年長（5歳児）	36	42	39	42	35	37	38	36	18	25	16	14
合計	114	120	119	111	107	112	94	81	61	52	38	36



○犬山幼稚園 運営経費（各年度決算額）※R6 決算は R7 年 9 月定例議会議決前です。

単位：円・人

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
① 歳出	64,667,179	59,929,196	71,355,446	60,996,833	59,265,796	53,289,469	59,405,854
（うち人件費）	45,240,057	41,496,994	49,457,368	40,033,451	39,372,978	34,735,550	42,372,068
② 歳入	11,423,865	7,787,778	4,676,640	4,571,190	1,832,160	1,647,690	2,533,300
③ 一般財源（①－②）	53,243,314	52,141,418	66,678,806	56,425,643	57,433,636	51,641,779	56,872,554
④ 在園児数（各年度末）	108	114	94	81	60	52	41
歳出に対する園児 1 人当り コスト（①/④）	598,770	525,695	759,100	753,047	987,763	1,024,797	1,448,923
一般財源に対する園児 1 人 当りコスト（③/④）	492,994	457,381	709,349	696,613	957,227	993,111	1,387,135

※R1.10より幼児教育保育無償化により授業料無償

※**参考**：市内私立幼稚園（4 園）R7. 4. 1 現在 定員総数 9 1 4 人・在園児総数 4 6 6 人（在園率 5 1 %）

5 犬山幼稚園の主な取組と成果

① 子育て支援事業の実施

平成 13 年度より実施している「園庭開放」に加え、園内空き教室を使った未就園児とその保護者の参加による「遊び」を通した活動事業

② 長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）の預かり保育の実施

就労する保護者の増加に伴い預かり保育のニーズに応え、保護者の利便性の向上を図ることを目的として、令和 5 年度より実施している。

成果 未就園の親子に犬山幼稚園を知ってもらう機会や、就労する保護者の保育ニーズに対応するための事業等を実施してきましたが、在園児数の増加にはつながっていないのが現状です。

6 今後の方向性について

犬山幼稚園は、身近でアクセスしやすい教育施設として機能し、多様な家庭背景や経済状況に関わらず、誰もが安心して利用できる場であると認識しています。

しかし、「幼児教育・保育無償化制度」を機に、保護者は、就労等その家庭状況に応じて保育所、幼稚園を選択されるようになったこと、また、「幼稚園」「認定こども園（※）」「保育園」など、多様な事業形態において、教育・保育サービスが提供されるようになり、公立幼稚園が選択されにくい状況になっているものと推測します。

※認定こども園：幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

以上を踏まえ、現在地での幼稚園機能の方向性やその他の手法について検討しています。会議当日、委員の皆様のご意見を賜りたいと存じます。

(仮称) にじいろ保育園羽黒

所在地：愛知県犬山市羽黒摺墨11番1
設置・運営者：ライクキッズ株式会社
(本社) 東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティWEST17階
(東海営業所) 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目6-23第3堀内ビル8階
電話：03-6431-9769(開園準備担当)
受入対象年齢：生後57日～小学校就学前

定員：	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	18名	30名	30名	30名	36名	36名	180名

開所日：月曜～土曜
日曜、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は休園
開所時間：7:00～19:00
(保育標準時間7:00～18:00、保育短時間8:00～16:00)
延長保育時間：保育標準時間18:00～19:00、保育短時間16:00～19:00
障がい児保育：あり
構造・規模：一棟 木造 平屋建
園庭：あり

【現地案内図】



【保育園よりお知らせ】

- ・駐車場40台 駐輪場20台
- ・駐輪のマナーに関してお守り頂けるようご協力をお願いしております。

保育園の一日

時間	1歳児	2歳児	3歳児以上
7:00	👣 順次登園(検温) 👣		順次登園
9:00	おやつ・自由遊び 🍵		自由遊び
9:30	朝のご挨拶		
9:45	🚲 お散歩の用意 🧢		
10:00	お散歩	・造形活動 🎵 ・読み聞かせ ・ボール遊び ・リズム体操 ・お絵描き など 保育プログラム 📖	
11:00	(授乳)		
11:30	離乳食		
12:00	午睡 zzz	🍴 昼食 🍴	🦷 昼食 歯磨き 🦷
12:30		午睡 zzz	
15:00	(授乳) おやつ	🍪 おやつ	
16:00	📖 午後のプログラム 順次降園		
17:00	自由遊び 🧒		
18:30	(ミルク) 🍼	延長児夕補食 🏠	
19:00	延長保育児降園 🕒		

年間行事予定(例)

4月	入園・進級の集い	
5月	こどもの日の集い・クラス懇談会	
6月	歯科健診・内科健診・親子レクリエーション	
7月	七夕の集い・夏祭り	
8月	すいか割り	
9月	引き渡し訓練	
10月	運動遊び発表会・秋の遠足	
11月	内科健診・保育参加・参観	
12月	クリスマス会(生活発表会)	
1月	新年の集い・個人面談	
2月	節分の集い	
3月	ひな祭りの集い・お別れ遠足	
毎月・・・誕生会・避難訓練・身体測定 食育・・・クッキング・栽培・食への関心 給食・・・誕生会には楽しい行事食		

ご利用料金

●スポット料金(1回利用料金)

延長	50円/30分	夕食	なし	夕補食	延長料金に含む
----	---------	----	----	-----	---------

●月極料金

延長	500円/30分	夕食	なし	夕補食	延長料金に含む
----	----------	----	----	-----	---------

※お申込み区分の時間を過ぎた場合は申請時間の変更をお願いする場合があります。

＼当社についてはこちらから／
【ライクキッズHP】



＼園の様子を配信中／
【にじいろブログ】



こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・**家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

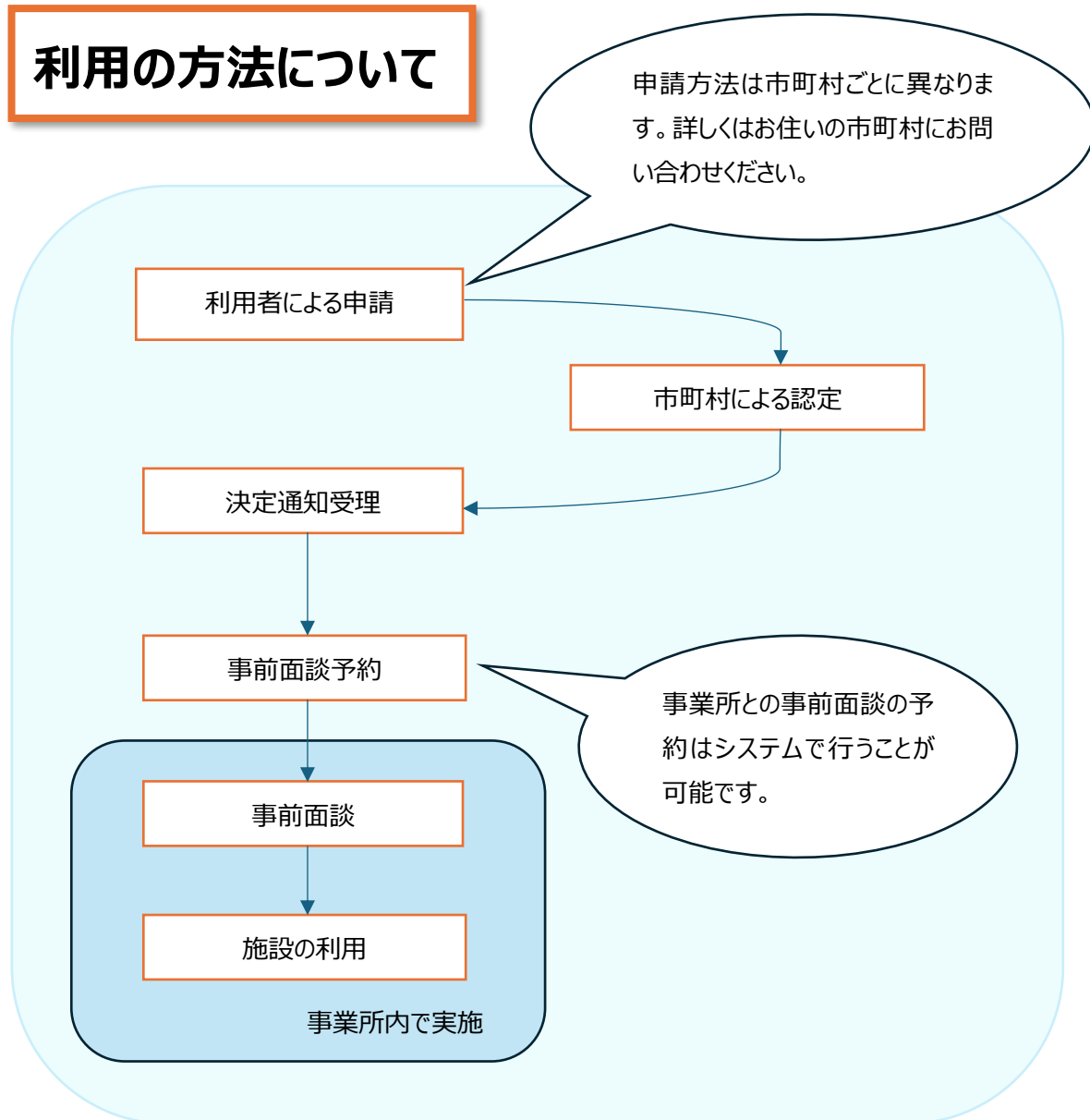
一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

利用の方法について



(仮称) 犬山市子どもの権利条例について

1. 子どもの権利条約と子どもの権利に関する条例について

(1) 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは

平成元年（1989年）11月20日の国連総会において採択され、日本では、平成6年（1994年）4月22日に批准された条約です。

※内容については、別紙「読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条」（日本ユニセフ協会抄訳）を参照

(2) 子どもの権利に関する条例

子どもの権利条約批准後、自治体において、同条約の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例が制定されています。

※全国の制定状況は、別紙「子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧」を参照

2. (仮称) 犬山市子どもの権利条例について

犬山市では、令和7年2月定例議会における施政方針において、下記のとおり表明しました。

『子どもの最善の利益を求め、子どもを権利の主体として保障し、当市の子育て支援を一層推進するため、子どもの権利条例の制定に向けて作業を進めます。

条例は、虐待や貧困といった子どもが置かれた立場に左右されることなく、すべての子どもが、心身ともに健やかに安心して成長することに寄与するように、子ども自身が条例の制定作業に参画できるような手法を検討していきます。』

※今後、子どもや保護者等の意見を聞きながら、条例案の内容について委員の意見をお伺いしていきます。

3. 愛知県内の主な子どもの権利に関する条例について

比較的新しい条例を3つ（みよし市、瀬戸市、名古屋市）表（※）にまとめました。

また、現在、近隣の春日井市でも条例の制定に向けてパブリックコメントを実施しています。

※愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和7年秋ごろ～ 子ども・保護者等の意見収集
- ・令和7年～令和8年10月ごろ
子ども・子育て会議へ条例案提示・審議
- ・令和8年11月ごろ パブリックコメント実施
- ・令和9年2月ごろ 議会へ条例案上程

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別的禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 	第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であること、示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 	第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 	第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっているのうりよく、さいだいげんじん権や平和、かんきようまもることを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 	第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。 	第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいいされなくても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

おとなにも子どもにも、先生にも児童や生徒にも、おうちの人にも、
地域の人にも、みんなに人権があるんだよ。

- 

A cartoon illustration of a boy and a girl sitting at a table, playing a card game. The girl on the left is wearing an orange shirt and has her hands on the cards. The boy on the right is wearing a green shirt and is holding a card. There are several cards on the table, some showing numbers and some showing symbols.

かんが

● クラスで考えを共有し、どんな権利をみんなで大切にしていきたいか、そのためにはどうしたらよいかを話し合い、私たちの権利を大切にする学級目標をつくってみよう！

(けんり)



おな

子どもとおとなでちがっているのはどんなところだろう？

こ どもが、しあわ せに い げん き せい ちよう なる ひつよう ために 何 が必要 だろう？



そうか！成長^{せいちょう}している子^こどもたち
には、子^こどもだからこ^こそ必要^{ひつよう}な
こともあるんだね。

子どもにどんな権利があるのかは
「子どもの権利条約」という条約
で、きちんと定められているんだ！
どんな権利をもっているのか、この
資料の表面を見て確かめてみよう。

※条約…国^{じょうやく}どう^{くに}し^{さだ}で^{くに}定め^{まも}た^{やくそく}き^{やくそく}まり^{やくそく}で、国^{くに}が^{まも}守^{やくそく}ら^{やくそく}な^{やくそく}け^{やくそく}れ^{やくそく}ば^{やくそく}な^{やくそく}ら^{やくそく}ない^{やくそく}約^{やくそく}束^{やくそく}

そんな子どもたちの映像を見て、子どもたちからどんな権利がうばわれているのか、どんな権利が守られる必要があるのかなどについて考えたり、話し合ったりしてみよう。



映像は各二次元コードからアクセス!

けん り じょう や く



いまでは、世界196の国と地域がこの条約に入っていて、
世界でもっとも広く受け入れられている人権条約になったんだ。

じょうやく はい こ けん り まも
条約に入れば「子どもの権利」が守られるの？

じょうやく はい けんり まさ だいいつ ぽろ じょうやく はい くに せいふ
 条約に入っことは、「子どもの権利」を守る第一歩。条約に入っ国の政府や、そ
 こに にか かか ひと じょうやく りかい ひび けんり
 の国の子どもに関わすすべての人が、この条約を理解して、日々、子どもの権利が
 まも かんが こうどう ひろく しょうし
 守られているかどうか考え行動していく必要があるんだ。そして、子ども自身が、
 じぶん もつ けんり まな
 自分のもつ「子どもの権利」について知り、学ぶことも欠かせないよ。

条約じょうやくに入はいった後あとは、どうやっこて「子けんどもの権り利じつげん」を實現じつげんしていくの？

「子どもの権利条約」に入った国の政府は、条約に書かれた権利をどのように守っているのか、定期的に「国連子どもの権利委員会」に報告書を出すんだ。その時には、ユニセフやNGOなども報告を出すことができるんだよ。「国連子どもの権利委員会」は、それらの報告書を読んで、その国が子どもの権利を守るためにしてきた努力を評価したり、さらにどのような取り組みを進めるべきか政府に勧告(アドバイス)を出したりするんだよ。

せんせい



実践しました。当時、それはとても新しく、^{じぶん}
第二次世界大戦が起こり、ナチスによるユダヤ人のガス室への移送が始まります。^{いそがし} コルチャック
^{だいに に せ かいたはん お}列車に乗せられた
^{せんせい こ}先生と孤児たちも、とうてい強制収容所へ送られることになってしまいました。^{れっしゃ の}
^{ちよくこ とくしゃ}直後、「特赦だ！先生は列車から降りてください」という声がある。^{せんせい おお ひと}コルチャック先生は、多くの人の
^{たんがん めんじん}嘆息のもと、それまでの功績が認められて収容所で免除されたのです。しかし、先生は「子
^{こうせき みど}どもたちを先に降ろしてくれ」と言い、一人で列車から降りることはありませんでした。コルチャック
^{ひとりで}子どもたちは先に降ろされてくれと言ひ、一人で列車から降りることにはありませんでした。コルチャック
^{うんと}先生と200人の子どものみならず、トブレリンカ収容所のガス室でもなくなくなったと考えられています。

「子どもの権利条約」の草案は、1978年にポーランド政府から提出されました。そこに込められ
^{けんりじょうやく そうあん なん}た思ひは、コルチャック先生や戦争で犠牲になった多くの子どもたちから受けつづかれたものでも
^{おも ぜんせい せんそう ぎ せい おお}あったのです。

子ども向け
「子どもの権利」学習サイト



子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧

子どもの権利条約総合研究所のホームページでは、『解説教育六法』（三省堂）や荒牧重人・喜多明人・半田勝久編『解説 子ども条例』（三省堂、2012年）における子ども条例の分類をもとに、「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」（子どもの権利を総合的な施策・制度のもとで保障しようとする総合的な条例）を「子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧」として掲載しています。

子どもの権利保障をはかる総合的な条例とは

子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例（たとえば、子どもの権利についての理念や権利の具体的内容、家庭・学校・施設・地域など子どもの居場所・生活の場での権利保障のあり方、子どもの参加や救済のあり方、子ども施策の推進や検証のあり方、子どもの権利保障をはかる具体的な制度・しくみなどを規定するもの）。

※条例名のリンクは、各自治体のサイト更新等によりリンク切れになっている場合があります。

制定自治体	公布日	施行日	名称
神奈川県川崎市	2000年12月21日	2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例
北海道奈井江町	2002年3月26日	2002年4月1日	子どもの権利に関する条例
岐阜県多治見市	2003年9月25日	2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例
東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	目黒区子ども条例
北海道芽室町	2006年3月6日 2016年3月28日改正	2006年4月1日 2016年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例
三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	名張市子ども条例
富山県魚津市	2006年3月20日	2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例
岐阜県岐阜市	2006年3月27日	2006年4月1日	岐阜市子どもの権利に関する条例
東京都豊島区	2006年3月29日	2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例
福岡県志免町	2006年12月20日	2007年4月1日	志免町子どもの権利条例
石川県白山市	2006年12月21日	2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例
富山県射水市	2007年6月20日	2007年6月20日	射水市子ども条例
愛知県豊田市	2007年10月9日	2007年10月9日	豊田市子ども条例
愛知県名古屋市中区	2008年3月27日 2020年3月27日改正	2008年4月1日 2020年4月1日	なごや子ども条例 なごや子どもの権利条例
新潟県上越市	2008年3月28日	2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例
東京都日野市	2008年6月26日	2008年7月1日	日野市子ども条例

制定自治体	公布日	施行日	名称
北海道札幌市	2008年11月7日	2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例
福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例
愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	岩倉市子ども条例
東京都小金井市	2009年3月12日	2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例
岩手県遠野市	2009年3月23日	2009年4月1日	遠野市わらすっこ条例
宮城県石巻市	2009年3月26日	2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例
愛知県日進市	2009年9月29日	2010年4月1日	日進市未来をつくる子ども条例
福岡県筑紫野市	2010年3月30日	2011年4月1日	筑紫野市子ども条例
北海道幕別町	2010年4月1日	2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例
愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例
石川県内灘町	2011年12月26日	2012年1月1日	内灘町子どもの権利条例
岩手県奥州市	2012年1月6日	2012年4月1日	奥州市子どもの権利に関する条例
福岡県宗像市	2012年3月31日 2022年3月30日改正	2012年4月1日 2022年4月1日	宗像市子ども基本条例
北海道北広島市	2012年6月28日	2012年12月1日	北広島市子どもの権利条例
愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日	知立市子ども条例
大阪府泉南市	2012年10月1日	2012年10月1日	泉南市子どもの権利に関する条例
東京都世田谷区	2001年12月10日 2012年12月6日改正 2025年3月5日改正	2002年4月1日 2013年4月1日 2025年4月1日	世田谷区子ども条例 世田谷区子どもの権利条例
青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	青森市子どもの権利条例
北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例
栃木県日光市	2013年3月6日	2013年4月1日	日光市子どもの権利に関する条例
長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	松本市子どもの権利に関する条例
栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	市貝町こども権利条例
愛知県知多市	2014年3月26日	2014年4月1日	知多市子ども条例
栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	那須塩原市子どもの権利条例
愛知県東郷町	2014年4月30日	2014年7月1日	東郷町子ども条例
長野県	2014年7月10日	2014年7月10日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例
奈良県奈良市	2014年12月25日	2015年4月1日	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	相模原市子どもの権利条例

制定自治体	公布日	施行日	名称
三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日	みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例
愛知県津島市	2016年3月30日	2016年4月1日	津島市子ども条例
福岡県川崎町	2017年12月14日	2018年4月1日	川崎町子どもの権利条例
東京都西東京市	2018年9月19日	2018年10月1日	西東京市子ども条例
京都府亀岡市	2018年12月15日	2019年4月1日	亀岡市子どもの権利条例
山梨県甲府市	2020年3月30日	2020年3月30日	甲府市子ども未来応援条例
兵庫県尼崎市	2009年12月18日 2021年3月8日改正	2009年12月18日 2021年4月1日	尼崎市子どもの育ち支援条例
福岡県那珂川市	2021年3月3日	2021年4月1日	那珂川市子どもの権利条例
東京都江戸川区	2021年6月30日	2021年7月1日	江戸川区子どもの権利条例
岐阜県笠松町	2021年12月22日	2022年3月1日	笠松町子どもの権利に関する条例
新潟県新潟市	2021年12月27日 2023年12月27日改正	2022年4月1日 2024年4月1日	新潟市子ども条例
福岡県田川市	2022年3月24日	2022年4月1日	田川市子どもの権利条例
東京都中野区	2022年3月28日	2022年4月1日	中野区子どもの権利に関する条例
山梨県	2022年3月29日	2022年3月29日	やまなし子ども条例
神奈川県横須賀市	2022年3月29日	2022年7月1日	横須賀市子どもの権利を守る条例
大阪府熊取町	2022年3月30日	2022年4月1日	熊取町子どもの権利に関する条例
埼玉県北本市	2022年3月31日	2022年10月1日	北本市子どもの権利に関する条例
静岡県富士市	2022年4月1日	2022年4月1日	富士市子どもの権利条例
愛知県瀬戸市	2022年9月22日	2022年10月1日	瀬戸市子どもの権利条例
富山県南砺市	2022年12月16日	2023年4月1日	南砺市こどもの権利条例
東京都武蔵野市	2023年3月22日	2023年4月1日	武蔵野市子どもの権利条例
青森県むつ市	2024年3月15日	2024年4月1日	むつ市こどもの笑顔まんなか条例
静岡県藤枝市	2024年3月21日	2024年4月1日	藤枝市こども基本条例
東京都北区	2024年3月27日	2024年4月1日	東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例
新潟県	2024年3月29日	2024年4月1日	新潟県こども条例
福岡県糸島市	2024年9月30日	2024年9月30日	糸島市こどもの権利条例
東京都国立市	2024年11月28日	2025年4月1日	国立市子ども基本条例
三重県桑名市	2024年12月5日	2025年4月1日	桑名市こどもの権利条例

制定自治体	公布日	施行日	名称
埼玉県三芳町	2024 年 12 月 13 日	2024 年 12 月 13 日	三芳町子どもの権利に関する条例
北海道石狩市	2024 年 12 月 19 日	2025 年 4 月 1 日	石狩市子どもの権利条例
千葉県千葉市	2025 年 2 月 28 日	2025 年 4 月 1 日	千葉市こども・若者基本条例
東京都杉並区	2025 年 3 月 19 日	2025 年 4 月 1 日	杉並区子どもの権利に関する条例
富山県上市町	2025 年 3 月 21 日	2025 年 4 月 1 日	上市町こどもの権利条例
岡山県岡山市	(確認中)	2025 年 4 月 1 日	岡山市こどもの権利に関する条例
岐阜県本巣市	(確認中)	2025 年 4 月 1 日	本巣市こどもの権利条例 本巣市こども憲章
滋賀県	2025 年 3 月 26 日	2025 年 4 月 1 日	滋賀県子ども基本条例
山梨県韮崎市	(確認中)	2025 年 4 月 1 日	韮崎市子どもの権利に関する条例

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
目的	（目的） 第1条 この条例は、こどもの権利並びにこどもに関わる人々及び市の、こどもの権利を守るための役割を明らかにするとともに、こどもの最善の利益を守るために取り組むべき事項を定めることにより、こどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。	条例を制定した目的を記載します。
定義	（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と同等に扱うことが適当と認められる者をいう。 (2) 保護者 親又は親に代わってこどもを養育する者をいう。 (3) 地域住民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者及び市内で活動する個人又は団体をいう。 (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。 (5) 学び・育ちの施設 学校、保育所、幼稚園、認定こども園その他のこどもが学び、又は育つための施設をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者をいう。 (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場の者をいう。 (3) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。 (4) 地域住民等 地域の住民、地域で活動を行う団体、地域の事業者等をいう。 (5) 保護者等 保護者、学校等関係者及び地域住民等をいう。 (6) 関係機関 他の地方公共団体、警察、医療機関等をいう。 (7) 虐待等 虐待、いじめ、体罰等をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。 (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。 (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。 (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。	条例の中で使用している単語の説明です。
権利	（こどもの権利） 第3条 こどもは、生まれながらにして、大人と同様に権利の主体であるものとして、こどもが自分らしく、将来に夢や希望を持って生きられるよう、次に掲げる権利を始めとしたこどもの権利が尊重され、及び保障されなければならない。		（子どもにとって大切な権利） 第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。	こどもの権利についての説明です。 子どもの権利条約では、次の「4つの原則」を定めています。 ① 無差別の原則（条約第2条） ② こどもの最善の利益の原則（条約第3条） ③ 生命、生存及び発達の権利（条約第6条） ④ こどもの意見の尊重（条約第12条）

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
	(1) 健やかに生きる権利 命が守られるだけでなく、安全で安心な環境の下、持って生まれた能力や身に付けた能力を十分に伸ばせるよう、医療、教育及び生活の支援を受けることができる権利	(自分らしく生きる権利) 第4条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。 (1) 自分の存在を認められ、尊重されること。 (2) 自分で自分のことを決めること。 (3) 自分の目標に向かって挑戦すること。	(一人一人が尊重される権利) 第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 個人の価値が尊重されること。 (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。 (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。 (4) プライバシー及び名誉が守られること。 (5) 自分の持っている力を発揮できること。	② 子どもの最善の利益の原則（条約第3条）
	(2) のびのびと育つ権利 遊び、学び及び文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通じて成長するとともに、個人の個性及び特性が理解され、並びに尊重される権利	(のびのびと豊かに育つ権利) 第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げる権利が守られなければならない。 (1) 遊ぶこと。 (2) 学ぶこと。 (3) 食べること。 (4) 心及び体を休めること。 (5) 文化、芸術、スポーツ、社会体験等の豊かな自己を育む経験ができること。	(のびのびと豊かに育つ権利) 第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 学ぶこと。 (2) 遊ぶこと。 (3) 休息すること。 (4) 様々な人とふれあうこと。 (5) 自然とふれあうこと。 (6) 社会活動に参加すること。 (7) 多彩な文化活動に参加すること。	③ 生命、生存及び発達の権利（条約第6条）
	(3) 安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報、学び・育ちの施設における身体的又は心理的暴力その他の安全安心を妨げるものから守られ、又は気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利	(安全に安心して生きる権利) 第3条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。 (1) 命が守られること。 (2) 愛情をもつて大切に育てられること。 (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けられること。 (4) 虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から守られること。 (5) あらゆる差別を受けないこと。 (6) プライバシーが守られること。	(安全に安心して生きる権利) 第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 命が守られること。 (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。 (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。 (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。 (5) あらゆる差別を受けないこと。 (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができる	① 無差別の原則（条約第2条）

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
			こと。 (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。 (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。	
	(4) 自由に参加する権利 自分の意見を表明する機会が設けられることに加え、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り、集まり、及び自由に活動を行うことができる権利	(主体的に参加する権利) 第5条 子どもは、自分に関わることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。 (1) 意見を表明する機会が与えられること。 (2) 自分の意見が尊重されること。 (3) 意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること。	(主体的に参加する権利) 第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。 (1) 意見を表明する機会が与えられること。 (2) 自分たちの意見が尊重されること。 (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。	④ 子どもの意見の尊重（条約第12条）
役割 責務	(こどもの役割) 第4条 こどもは、社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付け、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め、尊重するものとする。			こどもの役割を定めています。
			(共通の責務) 第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。 (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援 (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援	こどもに関わりをもつものに共通する責務を定めています。
	(保護者の責務) 第5条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有していることから、こどもの権利を尊重しながら、こどもと向き合い、寄り添い、応援し及び深い愛情を持ってこどもを守り育てるものとする。	(保護者の責務) 第8条 保護者は、子どもの養育及び成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。	(保護者の責務) 第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子ど	保護者の責務を定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
			もにとつての最善の方法を考へ、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。	
	（地域住民の役割） 第6条 地域住民は、こどもを地域の一員として認め、こどもの権利を守るとともに、市、事業者、学び・育ちの施設が行う、こどもの権利保障に関する様々な取組に協力するよう努めるものとする。	（地域住民等の役割） 第10条 地域住民等は、子どもを共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。 2 地域住民等は、虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。	（地域住民等の責務） 第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。	地域住民の役割、責務を定めています。 役割と責務の違いは、表現としての強い、弱いです。 みよし市、瀬戸市は「役割」で、文末は「努めるものとする。」、としているのに対し、名古屋市は「責務」で、文末は「努めなければならない。」と強めの表現で締められています。
	（事業者の役割） 第7条 事業者は、地域の一員として、市、地域住民及び学び・育ちの施設と連携し、こどもの権利保障に関する様々な取組に協力するよう努めるものとする。	※瀬戸市では、「地域住民等」に「地域の事業者」が含まれているため、「事業者の役割」は「地域住民等の役割」の条文に定められていることとなります。	（事業者の責務） 第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。	事業者の役割、責務を定めています。
	（学び・育ちの施設の責務） 第8条 学び・育ちの施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を有していることを認識し、学び・育ちの施設における身体的又は心理的暴力を防止するとともに、子ども一人一人の自立	（学校等関係者の責務） 第9条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めるものとする。 2 学校等関係者は、虐待及び体罰から子どもを守	（学校等関係者の責務） 第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。	学校等の責務を定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
	性、主体性及び個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて自ら学び、健やかに育ち及び社会の中で生きていける力を身に付けることができるよう支援するものとする。 2 学び・育ちの施設は、こどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる環境を整えるものとする。 3 学び・育ちの施設は、こどもが抱える問題の早期発見に努め、問題を抱えるこどもを発見したときは、当該こどもに対し必要な支援を行うものとする。	るため、その解決に向け、市及び関係機関と連携していくよう努めるものとする。 3 学校等関係者は、いじめの発見及び防止に努め、市及び関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努めるものとする。	2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。	
	（市の責務） 第9条 市は、こどもの権利を保障し、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりの実現に向け、次章に掲げる取組その他必要な取組を計画的に行うものとする。 2 市は、こどもの権利保障に関する取組を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	（市の責務） 第7条 市は、国、他の地方公共団体と連携するとともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。 2 市は、子どもの権利を保障するため、保護者等と連携及び協働し、必要な施策を実施しなければならない。	（市の責務） 第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。	市の責務を定めています。
体制	（連携体制の構築） 第10条 市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設間の連携又は協力を促し、それぞれの役割を果たすことのできる体制の構築に努めるものとする。	（市の責務）・再掲 第7条 略 2 市は、子どもの権利を保障するため、保護者等と連携及び協働し、必要な施策を実施しなければならない。	（市の責務）・再掲 第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。 2及び3 略	市が連携体制を構築するよう定めています。
支援	（多面的な支援） 第11条 市は、特別な支援又は配慮、社会的養育を必要とすることに対する施策、多様な子育て及び働き方のための環境の整備、専門的な相談又は情報提供等、多面的な支援をするものとする。 2 市は、安心してこどもを生み育てられる環境がこどもの権利保障に資することを鑑み、誰もが安	（子どもの育ちの支援） 第15条 市は、子どもが自発的に様々なことを体験し、及び仲間と交流する場を作る等、豊かな自己を育むことを支援するものとする。 2 市及び学校等関係者は、子ども及び保護者がいつでも安心して相談できる場を作る等の支援をするものとする。	（子どもの育ちの支援） 第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり	こどもの育ちに対する支援を定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
	心してこどもを生み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階において、切れ目のない支援をするものとする。 3 市は、こどもが安心して過ごすことができ、こどもの健やかな育ちを育む市民活動を支援するものとする。		(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援	
		(子育て家庭への支援) 第16条 市は、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その責務を果たせるよう必要な支援をするものとする。 2 市及び学校等関係者は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう必要な支援をするものとする。	(子育て家庭の支援) 第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。	子育て家庭への支援を定めています。
環境	(安全で安心な環境づくり) 第12条 市は、犯罪、事故、災害その他有害な環境又は危険からこどもを守り、こどもが健やかに育つための安全で安心な環境を整備するものとする。			こどもが安全で安心できる環境づくりについて定めています。
虐待等 対応	(虐待又はいじめへの対応) 第13条 市は、学び・育ちの施設及び地域住民と連携し、こどもに対する虐待及びいじめの防止又は早期発見に努めるものとする。 2 市は、こどもが虐待又はいじめを受けたときは、そのこどもを守るため関係機関と協力し、適切に対応するものとする。	(虐待等に対する取組) 第14条 市及び学校等関係者は、関係機関と連携し、子どもへの虐待等の早期発見に取り組むものとする。 2 市及び学校等関係者は、虐待等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して必要な支援を行うものとする。 3 市及び学校等関係者は、虐待等を予防するため、必要な取組を実施するものとする。	(虐待、体罰、いじめ等の救済等) 第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。	虐待等への取り組みについて定めています。
居場所	(こどもの居場所) 第14条 市は、こどもが遊び又は活動を通じて安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めるものとする。		(子どもの育ちの支援)・再掲 第15条 略 (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり (2)及び(3) 略	こどもの居場所づくりについて定めています。
貧困 対策	(こどもの貧困対策) 第15条 市は、こどもが家庭の経済状況にかかわ			こどもの貧困対策について定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
	らず、夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困対策に取り組むものとする。			
個別支援	（個別の支援が必要なこどもへの支援） 第16条 市は、学校に通うことが困難なこども、外国にルーツのあるこどもその他の個別の支援が必要なこどもが、自らの学びについて、自身にあった方法を選択して学ぶことができるよう、学びを継続するための必要な支援をするものとする。			個別支援が必要なこどもへの支援について定めています。
意見	（こどもの意見表明） 第17条 市は、こどもが自らの意見を表明するための環境整備に努めるとともに、こどもの意見等を尊重し、市の施策に反映できるよう努めるものとする。 2 市は、前項の規定に基づき、みよし市こども会議を開催する。	（子ども・若者会議の設置） 第13条 市は、広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置する。	（子どもの参画の促進） 第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。	こどもが意見を表明する場について定めています。
施策			（関連施策との一体的推進） 第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。	こどもに関する施策と一体的に推進する施策について定めています。
調査			（調査研究） 第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。	市が行うべき調査研究について定めています。
多様性	（多様性の尊重） 第18条 市は、こどもが人種、国籍、性、宗教、信条、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けることがないよう、その多様性を尊重し、及び理解を広めるよう努めるものとする。			多様性の尊重について定めています。
周知	（普及啓発） 第19条 市は、この条例の内容及びこどもの権利について、全ての市民が関心を持ち、理解を深めることができるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めるものとする。	（子どもの権利の周知及び学びの支援） 第12条 市は、子どもの権利について、子ども及び保護者等に広く周知するとともに、子ども及び保護者等が子どもの権利を学べるよう支援するものとする。	（広報） 第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。	条例やこどもの権利の周知について定めています。
計画		（子どもに関する施策の推進） 第11条 市は、瀬戸市子ども総合計画で策定した	（総合計画） 第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的か	施策を進めるための総合的な計画について定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
		施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、瀬戸市子ども総合計画を改定する場合は、第13条に規定する子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重するものとする。	つ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。	
		（子どもに関する施策の推進）・・再掲 第11条 略 2 市は、瀬戸市子ども総合計画を改定する場合は、第13条に規定する子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重するものとする。	（実施状況等の公表等） 第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。	計画の実施状況や計画改訂の際の意見聴取について定めています。
施設			（拠点施設） 第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。	施悪を実施するための総合的な支援拠点について定めています。
協議会			（なごや子ども・子育て支援協議会） 第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。 第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。 2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。	附属機関について定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
			第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。 第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。 第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。 第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	
権利擁護	（こどもの権利擁護委員会の設置） 第20条 市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、こどもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」という。）を置く。 （擁護委員会の組織） 第21条 擁護委員会は、委員3人以内で組織する。 2 委員は、こどもの権利について識見のある者のうちから、市長が任命する。 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。 （擁護委員会の職務） 第22条 擁護委員会は、こどもの権利侵害についての相談及び救済の申立てに基づき、事実の調査	（子どもの権利擁護委員の設置） 第17条 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を置く。 2 擁護委員は、3人以内とする。 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。 4 擁護委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。 （擁護委員の職務） 第18条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び調整をするものとする。 2 擁護委員は、前項の調査及び調整の結果、必要		こどもが権利侵害を受けた際に設置する権利擁護委員について定めています。

愛知県内での最近の子どもの権利に関する条例 比較表

市	みよし市	瀬戸市	名古屋市	説明
条例名	みよし市子どもの権利条例	瀬戸市子どもの権利条例	なごや子どもの権利条例	
施行日	令和7年7月1日	令和4年10月1日	令和2年4月1日	
	及び調整を行うものとする。 2 擁護委員会は、前項の調査及び調整の結果、子どもの権利を侵害した者に対し是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請する（以下「勧告又は要請」という。）ものとする。 3 擁護委員会は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができる。 4 擁護委員会は、前項の報告を受けたときは、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができる。 （勧告又は要請への対応） 第23条 市は、擁護委員会から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員会に報告しなければならない。 （擁護委員会への協力） 第24条 市及び学び・育ちの施設は、第22条に規定する擁護委員会の職務に協力するものとする。 2 保護者及び地域住民は、第22条に規定する擁護委員会の職務に協力するよう努めるものとする。	と認めるときは、子どもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること（以下「勧告又は要請」という。）を行うものとする。 3 擁護委員は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができる。 4 擁護委員は、前項の報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができる。 （勧告又は要請への対応） 第20条 市は、擁護委員から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員に報告しなければならない。 （擁護委員への協力） 第19条 市及び学校等関係者は、前条に規定する擁護委員の職務に協力するものとする。 2 保護者及び地域住民等は、前条に規定する擁護委員の職務に協力するよう努めるものとする。		
委任	（委任） 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。	（委任） 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（委任） 第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	条例の施行のために必要な内容について、市長が定めることが記載されています。

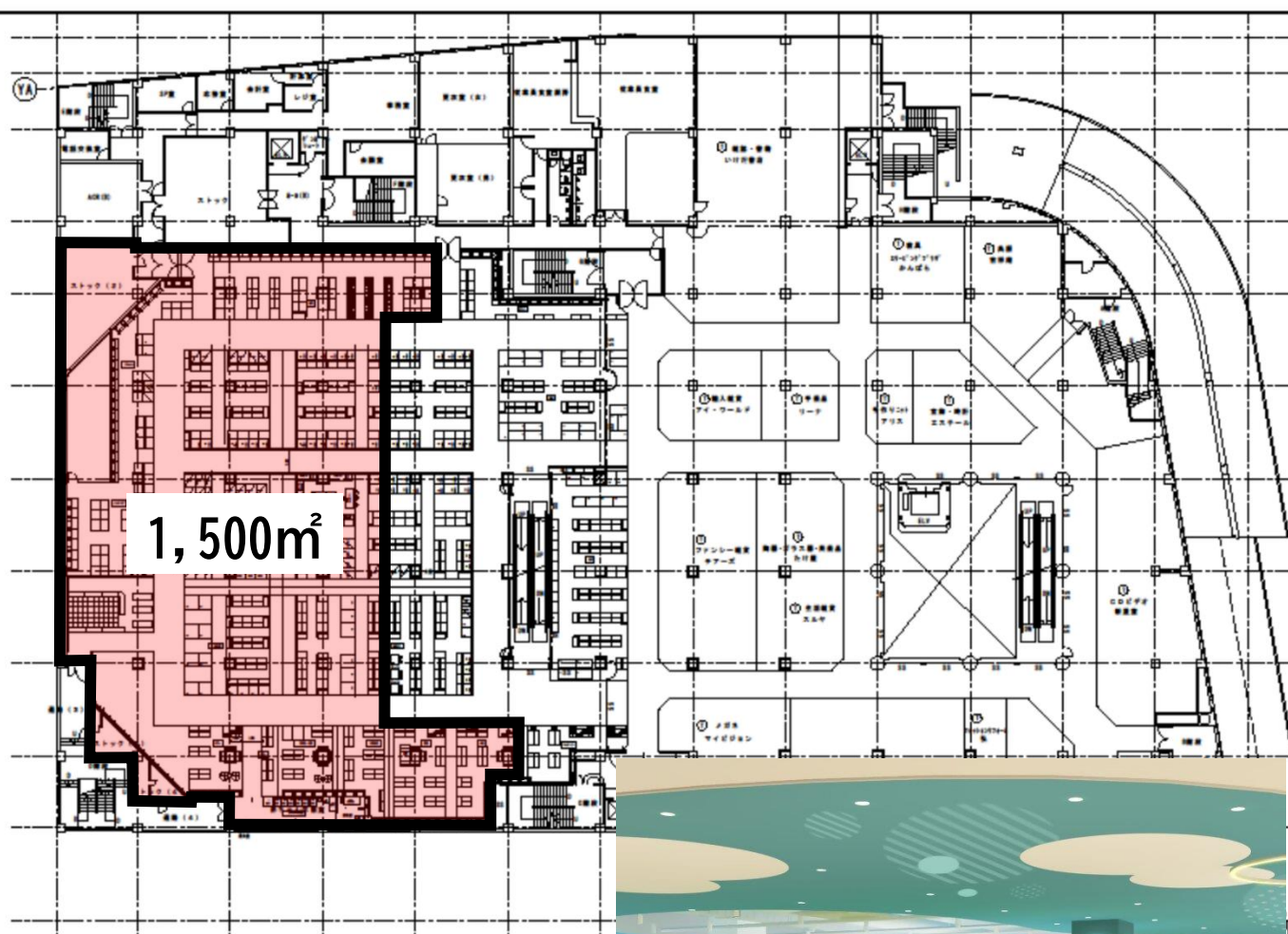
(仮称) 犬山市屋内型キッズスペースの整備について

- 場所 犬山市天神町一丁目1番地
ヨシヅヤ犬山店2階(1,500㎡)
(犬山市が借受け、キッズスペースを整備)
- 借受期間 令和7年9月1日～令和18年3月31日
(整備期間及び運営期間)
- 事業者 株式会社スペース(設計、施工)
工事請負契約締結済
株式会社フレーベル館(管理運営)
指定管理者の指定について、令和7年9月定例議会へ
議案上程予定
※事業者については、公募型プロポーザル方式で決定
- 公募時要件(要求水準書より)
- 利用時間 10時～17時
- 休館日 定休は週1日を上限
- 利用定員 150名
- 入場料金 市民 平日300円 休日500円
(一日) 市外 平日600円 休日1,000円
※3歳未満は無料
- ※上記要件については、事業者との協議を経て、関連条例等により定めます。

今後のスケジュール(予定)

- 令和7年7月16日～9月1日
アンケート(児童向け、保護者向け)実施
- 令和7年9月1日 関連条例及び議案 上程
- 令和7年9月中旬 基本設計完了
- 令和7年10月末 実施設計完了
- 令和7年11月～令和8年2月
整備工事
- 令和8年1月中 愛称決定
- 令和8年4月 供用開始

屋内型キッズスペース位置図 (ヨシヅヤ犬山店2階)



ゾーニング

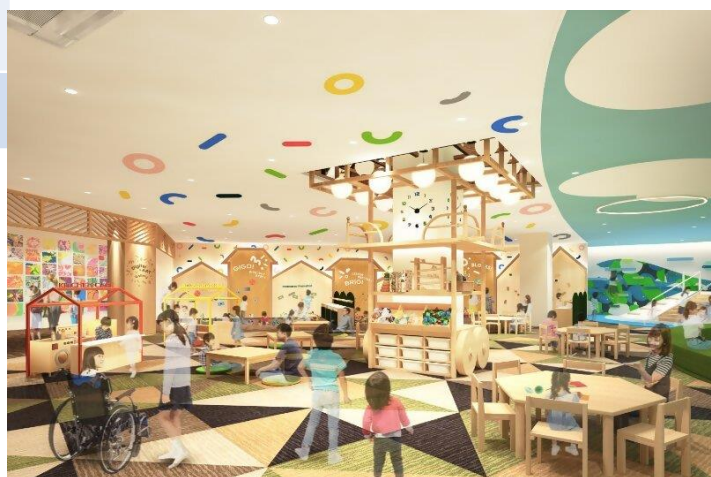
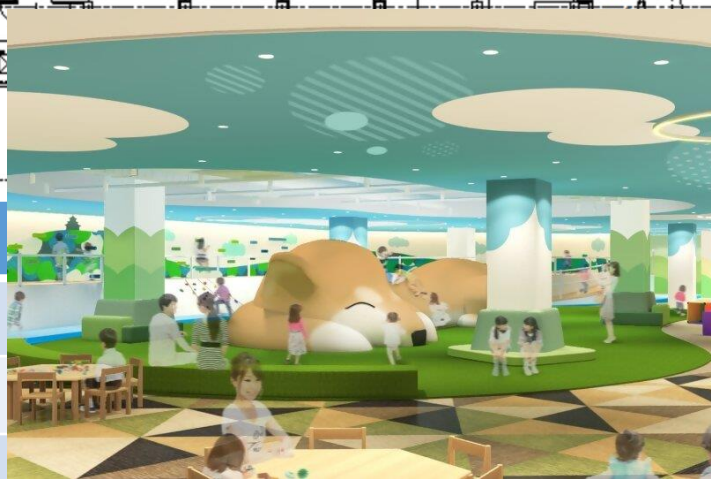
プレイゾーン (アクティブエリア)

プレイゾーン (知育エリア)

アメニティゾーン (トイレ・授乳室等)

見守りゾーン (ベビーエリア・休憩エリア)

事務所・受付ゾーン (事務所・相談室等)



天候に左右されず
子どもたちがのびのびと遊べる
「屋内型キッズスペース」が誕生します！

2026 年 4 月
OPEN 予定

キッズスペースに関する ママパパアンケート

【アンケート対象】 お子様を持つご家族の方

【回答期間】 2025 年 9 月 1 日 まで



犬山市では、乳幼児から小学生までの子どもたちが楽しめ、ご家族の皆さまが安心して過ごせる「屋内型キッズスペース」の整備を進めています。この度、皆さまが快適にお過ごしいただけるキッズスペースの実現に向けて、アンケートを実施いたします。左記の QR コードよりアンケートにアクセスしていただき、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

※ご回答はおひとり様一回でお願いします。

問い合わせ先

| 犬山市 健康福祉部 子育て支援課
〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

担当：青木・高木
電話番号：0568-44-0322

個人情報の取扱いについて

本アンケートは、犬山市が屋内型キッズスペースの整備に向けて実施しているものです。ご提供いただいた情報は適切に管理し、個人が特定されることのないよう配慮のうえ、整備や運営の参考資料としてのみ使用いたします。

いぬやまえきまえ
犬山駅前のショッピングセンター
「ヨシツヤ」に
からだ うごか
身体を動かせる
は たんじょう
楽しいあそび場が誕生します！

ねん がつ
2026 年 4 月
よ てい
OPEN 予定

みんなで 名前を考えよう！

たいしょうしゃ いぬやましりつしょうがっこう かよ しょうがくせい
[対象者] 犬山市立小学校に通う小学生
もうしこみきかん ぼしゅうかいし ねん がつ にち
[申込期間] 募集開始～ 2025 年 9 月 1 日



あたらしいあそび場と、「犬」のかたちをしたゆうぐが誕生します！
みんなに愛されるあそび場づくりのために、
“あたらしいあそび場”と“ゆうぐの犬”の名前をぼしゅうします。
いぬやま 犬山らしさのつまった、みんなに愛される名前を考えてください！
ひだり 左の QR コードをカメラでよみとっておうぼしてね！

ちゅうい 注意すること

1. おうぼできる作品
自分で考えたもの 1 点だけです。
2. 選ばれたとき
選ばれた作品は市のパンフレットなどで発表し、使用します。
3. 個人情報の取り扱い
おうぼ用紙に書いてもらう名前や電話番号などの情報は、このぼしゅうの目的以外には使用しません。

き ねん ひん 記念品について

アイデアが選ばれた人には記念品をおくります。

しん さ はっぴょう 審査および発表

あそび場の名前、シンボルの名前それぞれ 1 点ずつ最優秀賞を選びます。
選ばれた名前をもとに、ロゴマークを作成し、あそび場で使用します。
それぞれの名前が選ばれた人は、
2026 年 4 月（予定）にオープニングイベントで表彰します。

保護者の方へ

- ・このアンケートは、犬山市立小学校に通う小学生を対象に、令和 8 年 4 月にオープン予定の屋内型キッズスペースと、犬の形をした遊具の愛称を募集するものです。
- ・応募は必須ではありません。応募してみたいお子様が自由に回答ができるよう、見守りやサポートをお願いします。
- ・個人情報は、犬山市において適正に管理し、今回の募集に必要な業務のみに使用します。
- ・愛称が採用された場合、連絡先へ直接連絡するほか、令和 8 年 4 月（予定）のオープニングセレモニーへの出席や、広報への掲載などを依頼します。
- ・採用された愛称の著作権は犬山市に帰属するものとします。
- ・ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）犬山市健康福祉部 子育て支援課／担当：青木・高木／電話番号：0568-44-0322